

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第115号

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市駐車場条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号から第3号までの規定中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

第15号様式注以外の部分中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

(京都市立看護短期大学学則の一部改正)

第4条 京都市立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(職員)

第6条 本学に次の職員を置く。

学 長

教 授

准 教 授

事 務 職 員

その他の職員

2 本学に講師、助教又は助手を置くことがある。

第7条第2項ただし書中「助教授」を「准教授」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第3号中「または」を「又は」に改め、同条第4項中「その」を「、その」に改める。

(京都市立芸術大学大学院学則の一部改正)

第5条 京都市立芸術大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「助教授」を「准教授」に改める。

(京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第6条 京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別表書類の欄中「並びに盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(京都市建築基準法施行細則の一部改正)

第7条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(元離宮二条城条例施行規則の一部改正)

第8条 元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項前段中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「並びに」を「及び」に改める。

(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 1 の項中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)